

改正概要説明書

国名：ロシア

法令名：連邦民法第4法典

改正情報：2021年6月11日改正

改正概要：

1. 著作権等の権利管理団体の規定の整備

- ・ 著作権及び著作隣接権の権利管理団体の責務について規定を整備し、補償金の分配、その手続、権利者への報告についての規定を具体的に明確化した（第1243条第5項）。
- ・ 権利管理団体の国家認定の規定につき、国家機関に対する報告義務、情報開示義務等を新たに規定し、権利者から請求されなかった補償金の権利者への分配に関する規定を新設した（第1244条6項、同条第8項）。
- ・ 認可を受けた団体は監督委員会を設立する義務を負う旨、また、監督委員会の構成及び責務についての規定を新設した（第1244-1条）。

2. 視覚芸術の著作物の譲渡に係る継承権の規定の整備

視覚芸術（美術等）の著作物の原本が第三者に譲渡された場合の再販売等について補償金を受け権利（継承権）の規定について、権利管理団体の関与を新たに追加して規定を整備した（第1293条第1項）

3. 実演の著作隣接権に関する規定の整備

- ・ 実演の著作隣接権の客体について、技術的手段によって複製等が可能な場合も含む旨の規定及びその条件に関する規定を追加して整備した（第1304条第1項(1)）。
- ・ 実演に係る排他権につき、実演の利用とみなされる対象として、舞台劇を実演する行為を追加し、技術的手段による場合も含めることとした（第1317条第2項(10)）。
- ・ 実演の演出に係る演出家の排他権について実演家と同様の存続期間を有する旨の規定を追加した（第1318条第1項）。

4. 特許等の保護範囲の解釈基準の追加

特許又は実用新案の保護範囲であるクレームの解釈基準として図面等のほか電子形式による発明又は立体モデルを使用できる旨を追加した（第1354条第2項）。

5. 国家安全保障の利益のための発明

- ・ 国家安全保障の利益に必要な場合に発明、実用新案又は意匠について強制実施権を設定できる旨の規定において、市民の生命及び健康の保護を目的とする場合を追加し、併せて補償額決定及び支払い方法は政府承認に従う旨の規定を追加した（第1360条第1項、同第2項）。
- ・ 特許発明にかかる医薬品について特許権者の同意なく国家が輸出目的のために当該医薬品を国内で生産し輸出できる権利に関する規定を補償の規定とともに新設した（第

1360-1 条)。

6. 発明特許の譲渡契約締結の公募の規定の整備

単独出願人が発明特許を国内の他者に譲渡することに同意する旨の申告をすれば特許出願手数料及び特許発行手数料が免除されること、手数料が免除される同一出願人による出願の数に上限を設ける規定を追加した（第 1366 条第 1 項）。

7. 出願内容の特定に立体模型の採用

発明、実用新案、意匠の各特許の出願内容を特定する資料として、任意に立体模型を提出できることとした（第 1375 条、第 1376 条、第 1377 条、第 1492 条）。

8. 意匠の出願内容の公開規定の新設

方式審査を通過した意匠特許出願の内容を出願人の請求により公報で公開する旨の規定を新設した（第 1385 条第 4 項）。

9. 意匠の出願内容の仮保護の規定の追加

意匠特許出願が公開された場合は公開から特許付与公告までの間に仮保護の権利を付与する旨の規定を追加した（第 1392 条）

10. 特許付与公告方法の見直し

発明・実用新案・意匠の特許付与の公告について、電子形式で発行することを原則とする規定を追加して整備した（第 1393 条第 1 項）。

11. 植物新品種に係る規定の整備

- ・ 植物品種の新品種に係る排他権の効力が増殖のための種として使用する行為に 2 年間及ばないとする規定の対象を、中小事業者に限定した（第 1422 条(4)）。
- ・ 新品種の登録に関する手続等の決定の根拠規定を追加した（第 1439 条第 4 項）。

12. 商標登録の拒絶理由の明確化

保護を受けている地理的表示・原産地名称・商標の優先日前に出願された同一類似名称が商標出願を拒絶する条件として、保護を受けている地理的表示・原産地名称に係る製品と同一である必要がある旨の規定を追加して両者の関係を明確化した（第 1483 条第 7 項）。

13. 商標の保護終了の条件の追加

商標の法的保護の終了の条件として、地理的表示・原産地名称の保護の終了に伴い申請による商標保護の早期終了が決定された場合を追加した（第 1514 条第 1 項(7)）。

14. 地理的表示・原産地名称の保護の規定の整備

- ・ 地理的表示・原産地名称の保護の要件について拒絶理由を明記した（第 1516 条）。
- ・ 外国の地理的表示について排他権の効力が発生する条件を具体化した（第 1517 条）。
- ・ 地理的表示の排他権の保護の条件及び違法な使用態様を規定して整備した（第 1519 条）。
- ・ 地理的表示の出願の要件を見直した（第 1522 条）。
- ・ 原産地名称の出願及び登録要件についての規定を新設した（第 1522-1 条）。
- ・ 原産地名称の出願の審査の手續についての規定を新設した（第 1524 条）。
- ・ 地理的表示・原産地名称の出願の審査の具体的内容，保護決定，出願取下げ，不服申立て等についての規定を整備した（第 1527 条-第 1528 条）。
- ・ 地理的表示・原産地名称の保護を受けた場合の証明書，保護期間，登録情報，第三者による異議・無効請求，保護の終了等の規定を明確化した（第 1530 条-第 1532 条，第 1535 条，第 1536 条）。

改正内容：

・ **第 1243 条，第 1244 条，第 1244-1 条**
権利管理団体に関して明確化された。

・ **第 1293 条**
視覚芸術の著作物の原本を譲渡した場合の補償金に関して明確化された。

・ **第 1304 条**
実演の著作隣接権に関して明確化された。

・ **第 1317 条**
(10)は新設項である。

・ **第 1318 条**
実演の演出に関して追加された。

・ **第 1354 条**
クレームの解釈に電子形式による発明又は実用新案の立体模型の使用が明記された。

・ **第 1360 条，第 1360-1 条**
国家安全保障のための発明，実用新案又は意匠の使用に関して明確化された。

・ **第 1366 条**
国家主導による特許の譲渡契約に関して明確化された。

・ **第 1375 条，第 1376 条，第 1377 条，第 1492 条**
特許，実用新案，意匠，商標の出願に立体模型が明記された。

・ **第 1385 条**

方式審査を通過した意匠出願の情報公開に関して明確化された。

・ **第 1392 条**

発明及び意匠の仮保護に関して明確化された。

・ **第 1393 条**

特許付与の公告について規定が整備された。

・ **第 1422 条、第 1439 条**

植物新品種に係る規定が整備された。第 1439 条(4)は新設項である。

・ **第 1483 条**

商標登録と地理的表示若しくは原産地名称との関係が明確化された。

・ **第 1514 条**

(7)は新設項である。

・ **第 1516 条—第 1536 条**

地理的表示及び原産地名称の登録に関して明確化された。